

## 退職金規程

株式会社エムエムインターナショナル

# 退職金規程

## 第1条(目的)

この規程は、就業規則第45条にもとづき、社員に対する退職金の計算方法、支給方法、支給時期などを定めるものである。

## 第2条(適用範囲)

この規定は、就業規則第2条に定める正社員につき適用するものであり、契約社員、パート社員および役員には適用しない。

## 第3条(支給対象)

退職金は、勤続1年以上のものを支給対象とする。

但し、第8条第2項の自己都合退職扱いとなる勤続3年未満の者には支給しない。

## 第4条(基準額)

退職金の基準額は、次の算式により計算した額とする。

(勤続ポイント累計 + 等級ポイント累計) × 単価 × 退職事由別乗率

## 第5条(勤続ポイント)

勤続ポイントは、勤続年数ごとに定める「別表1」に定めるポイントとする。

## 第6条(等級ポイント)

等級ポイントは、等級別在任年数1年を単位とし、毎年の考課別に、「別表2」に定める通りとする。

## 第7条(ポイント単価)

- 1ポイントあたりの単価(ポイント単価)は、10,000円とする。
- 1ポイント単価は、諸情勢を総合的に勘案し改定することがある。

## 第8条(退職事由別乗率)

- 次の各号の事由により退職した場合は、別表3のA欄の乗率を適用する。

### (1)役員就任により退職するとき

但し、退職金支給時期については、社員退職時、又は、役員退職時に、社員分及び役員分を併せて一括支給できるものとする。

### (2)業務上又は私傷病により死亡したとき、又は、業務上の負傷、疾病により勤務に耐えず退職するとき

この場合、所定の診断書の添付を要する。

### (3)会社の都合により退職するとき

- (4)業務上傷病による休職期間が満了し、退職するとき
  - (5)定年に達し退職するとき。
2. 前条の事由以外で退職するときは、別表3のB欄の乗率を適用し、自己都合退職扱いとする。

#### 第9条(勤続年数の算出)

- 1. 勤続年数は採用の日より起算し、退職日までとする。
  - (1)試用期間は、勤続年数に算入する。
  - (2)次の期間は、勤続期間に通算しない。
    - ①休職期間
    - ②1ヶ月以上の欠勤期間
    - ③育児休業休暇
    - ④介護休業休暇
- 2. 勤続年数は、6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は1年とする。1ヶ月未満の端数については1ヶ月に切上げとする。

#### 第10条(等級ポイントの算出)

- 1. 退職時の等級ポイントは、退職日により1年未満は月割とする。
- 2. 月割り計算は、小数点第2位を四捨五入し、第1位までの数字により算出する。
- 3. 1ヶ月未満の端数については、1ヶ月に切上げとする。
- 4. 毎年3月31日現在の在籍者に、3月31日現在の等級ポイントを4月1日に加算する。

#### 第11条(特別加算金)

在職中、特に功労のあった者は第4条の基準額に加え特別加算金を支給することがある。

#### 第12条(懲戒等による解雇者の扱い)

社員を懲戒解雇する場合は、原則として退職金を支給しない。  
また、諭旨解雇の場合は、退職金の全額または一部を支給しない。

#### 第13条(死亡退職金の支給)

社員が死亡した場合の退職金は、本人の死亡当時、その収入によって生計を維持していたもの又は、労働基準法施行規則第42条、第43条、第44条及び第45条に定める範囲及び順序によって、その遺族に支給する。

#### 第14条(譲渡の禁止)

退職金を受ける権利は、他に譲渡したり、担保に供してはならない。

#### 第15(退職金の支払い)

退職金は退職後1ヶ月以内に通貨で支給する。但し、会社の都合により、本人の同意を得て6ヶ

月以内の期間に分割して支給することがある。

#### 第16条(控除金)

会社は、退職金から以下のものを控除する。

- (1) 退職所得税等の公課
- (2) 会社に対する負債
- (3) 本人が承諾した立替金
- (4) その他社員を代表する者との協定により控除が認められているもの

#### 第17条(端数処理)

退職金支給額は100円単位とし、端数は切り上げる。

#### 附則

- ・本規程の所管は管理部とする。
- ・この規程は、平成14年12月18日から施行する。  
令和4年7月26日から改訂する。

別表1 勤続ポイント

勤続年数	ポイント／年
0～ 4年	4
5～ 9年	6
10～14年	15
15年以上	25

参考:勤続ポイント累計

勤続年数	ポイント	勤続年数	ポイント	勤続年数	ポイント	勤続年数	ポイント
0	4	11	80	22	325	33	600
1	8	12	95	23	350	34	625
2	12	13	110	24	375	35	650
3	16	14	125	25	400	36	675
4	20	15	150	26	425	37	700
5	26	16	175	27	450	38	725
6	32	17	200	28	475	39	750
7	38	18	225	29	500	40	775
8	44	19	250	30	525	41	800
9	50	20	275	31	550	42以上	825
10	65	21	300	32	575		

別表2 等級ポイント

等級	ポイント／年	等級	ポイント／年
—	3	8・9	20
1	4	10	30
—	5	11	35
2・3・4	7	執行役員	45
5・6・7	15	—	60

参考:退職時等級月割りポイント

等級↓	退職月等級月割りポイント											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	0.25	0.5	0.8	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.3	2.5	2.8	3.0
1	0.3	0.7	1.0	1.3	1.7	2.0	2.3	2.7	3.0	3.3	3.7	4.0
—	0.4	0.8	1.3	1.7	2.1	2.5	2.9	3.3	3.8	4.2	4.6	5.0
2・3・4	0.6	1.2	1.8	2.3	2.9	3.5	4.1	4.7	5.3	5.8	6.4	7.0
5・6・7	1.3	2.5	3.8	5.0	6.3	7.5	8.8	10.0	11.3	12.5	13.8	15.0
8・9	1.7	3.3	5.0	6.7	8.3	10.0	11.7	13.3	15.0	16.7	18.3	20.0
10	2.5	5.0	7.5	10.0	12.5	15.0	17.5	20.0	22.5	25.0	27.5	30.0
11	2.9	5.8	8.8	11.7	14.6	17.5	20.4	23.3	26.3	29.2	32.1	35.0
執行役員	3.8	7.5	11.3	15.0	18.8	22.5	26.3	30.0	33.8	37.5	41.3	45.0
—	5.0	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0

別表3 退職事由別乗率

乗 率	
A 欄	B 欄
1. 1	1. 0